

北秋田市障害者支援施設等物価高騰対策事業実施要綱

令和5年1月4日 告示第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格の高騰に伴う障害者支援施設等に対する緊急的な支援を目的として、光熱費を助成するための北秋田市障害者支援施設等物価高騰対策事業（以下「事業」という。）について、北秋田市補助金等交付要綱（平成17年北秋田市告示第22号。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象施設)

第2条 申請時点で障害福祉サービス等事業所の指定を受けて運営を継続している次の施設とする。

施設区分	サービス種別
入 所 系	施設入所支援
	宿泊型自立訓練
	共同生活援助（介護サービス包括型）
	共同生活援助（日中サービス支援型）
	共同生活援助（外部サービス利用型）
	短期入所
	福祉型障害児入所施設
通 所 系	生活介護
	自立訓練（機能訓練）
	自立訓練（生活訓練）
	就労継続支援 A 型
	就労継続支援 B 型
	児童発達支援
	放課後等デイサービス
備 考	
1 指定管理施設は、補助対象外とする。	
2 空床利用型の短期入所は、補助対象外とする。	

(助成金の額)

第3条 施設区分ごとに次の基準額とする。複数のサービス種別を運営している場合は、各サービス種別の基準額を合算することができることとする。

施設区分	基 準 額
入 所 系	定員1名当たり9,000円に申請日時点の定員数を乗じた額

通 所 系	定員 1 名当たり 4,500 円に申請日時点の定員数を乗じた額
備 考	
1 複数のサービス種別を運営している施設は、サービス種別毎の基準額を合算して申請することができることとする。	
2 同一市町村内で複数の施設を運営している場合は、各施設毎の基準額を合算して申請することができることとする。	
3 新規開始、休止又は廃止により、補助対象期間における運営期間が 11 か月以下となる場合は、上記の基準額を 12 で除して運営月数（月の半分以上の日数を運営している月は運営月数に含める）を乗じた額を基準額とする。なお、新型コロナウイルス感染症患者等の発生により、保健所等の指示や助言等に基づき、施設等を臨時休業した場合等については上記の施設等の休止には含まないこととする。	

(交付の申請等)

第 4 条 助成金の支給を受けようとする助成対象施設は、令和 5 年 3 月 1 日までに、令和 4 年度北秋田市障害者支援施設等物価高騰対策事業費補助金交付申請書（様式 1）（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 交付要綱第 3 条の規定により、申請書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。
  - (1) 施設別申請額一覧（様式 2）
  - (2) 施設別個票（様式 3）
- 3 第 1 項の交付申請は、交付要綱第 10 条に規定する実績報告を兼ねるものとする。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。
  - (1) 暴力団排除条例（平成 23 年秋田県条例第 29 号）に規定する暴力団又は暴力団員等
  - (2) 申請日時点で、休止又は廃止を予定している施設

(交付の条件)

第 5 条 交付の条件は次のとおりとする。

- (1) 事業に係る証拠書類等については、事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。
- (2) 補助金の交付対象となった施設が、令和 5 年 3 月 31 日までに廃止、休止等により事業活動を停止した場合、その旨を市に報告するとともに、第 3 条の備考 3 に基づき基準額を算出し、過支給額を返還しなければならない。（あらかじめ相当額を差し引いて交付された場合を除く。）
- (3) この補助金を光熱費以外に使用してはならない。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。

(交付の決定及び額の確定)

第 6 条 市長は、第 4 条第 1 項の申請及び実績報告があったときは、その内容を審査の上、助成の可否を決定し、北秋田市障害者支援施設等物価高騰対策事業費補助金交付決定通知書又は北

秋田市障害者支援施設等物価高騰対策事業費補助金不承認通知書により申請者に通知するものとする。ただし、当該申請の内容に疑義がある場合には、市から当該申請者に連絡し、必要な資料の提出又は説明を求めるものとする。

- 2 市長は第1項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができる。
- 3 第1項の交付の決定は、交付要綱第11条に規定する額の確定を兼ねるものとする。

#### (補助金の交付方法)

第7条 本補助金は、交付要綱第13条の規定により補助金の額の確定後に交付するものとする。

#### (補助金の取消し)

第8条 市長は、交付要綱第8条により、補助事業者が次の各号に該当する場合は、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 補助金等を他の目的に使用したとき
- (2) 提出書類の記載に虚偽があるとき
- (3) 補助事業等の施行方法が不適當であるとき
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この要綱の規定又は補助金等の交付条件に違反したとき

#### (補助金の返還)

第9条 補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、交付要綱第14条の規定により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

#### (受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 助成金の支給決定を受けた者は、助成金の支給を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

#### (その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

##### (失効)

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

様式1（第4条関係）

令和4年度北秋田市障害者支援施設等物価高騰対策事業費補助金交付申請書兼実績報告書

令和 年 月 日

北秋田市長 津谷 永光 様

標記について、次のとおり申請します。

なお、補助金の交付決定を受けた際には、この申請をもって北秋田市補助金等交付要綱（平成17年4月1日告示第22号）第10条による実績報告とします。

申請者	フリガナ			
	法人名			
	代表者の職・氏名	職名	氏名	
	法人所在地	(郵便番号 - )		
	申請に関する担当者	職名	氏名	
	連絡先	電話番号	E-mail	
	交付決定通知等書類郵送先住所	(郵便番号 - )		

申請（実績報告）額	
-----------	--

申請内訳

区分		事業所・施設数	申請額
入所系	1 施設入所支援	か所	円
	2 宿泊型自立訓練	か所	円
	3 共同生活援助（介護サービス包括型）	か所	円
	4 共同生活援助（日中サービス支援型）	か所	円
	5 共同生活援助（外部サービス利用型）	か所	円
	6 短期入所	か所	円
	7 福祉型障害児入所施設	か所	円
小計		か所	円
通所系	8 生活介護	か所	円
	9 自立訓練（機能訓練）	か所	円
	10 自立訓練（生活訓練）	か所	円
	11 就労継続支援A型	か所	円
	12 就労継続支援B型	か所	円
	13 児童発達支援	か所	円
	14 放課後等デイサービス	か所	円
小計		か所	円
合計		か所	円

添付書類

- (1) 施設別申請額一覧（様式2）
- (2) 施設別個票（様式3）

様式2 施設別申請額一覧（第4条関係）

No.	法人名	事業所・施設名	事業所番号	開所日	サービス種別	住所	定員 (入所)	定員 (通所)	基準単価 (入所)	基準単価 (通所)	算定額	運営月数 (入所)	運営月数 (通所)	申請額
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
														申請額計

様式3 施設別個票（第4条関係）

事業所・施設 の 状 況	事業所番号					
	事業所・施設の名称				開設日	
	サービス種別				入所定員	人
	事業所・施設の所在地	(郵便番号 - )				

誓約事項	
	この助成金は、施設の光熱費や給湯等に係る灯油・重油購入費に充てる。
	この助成金と対象経費を重複して、他の助成金を受けていない。
	この助成金に係る収入及び支出等に係る証拠書類を適切に整備保管する。
	サービス種別・申請金額等の申請内容に相違ない。
	暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）に規定する暴力団又は暴力団員等ではない。
	施設を休止・廃止する予定がない。

申請日における入所定員	基準単価	算定額	運営月数	申請額（入所）
0 人	9,000 円	0 円	月	0 円

申請日における通所定員	基準単価	算定額	運営月数	申請額（通所）
0 人	4,500 円	0 円	月	0 円

申請額
0 円